令和８年11月２日

部　局　長　　各位

財　務　部　長

令和９年度予算編成方針（依命通達）

令和９年度の予算編成は、次の方針に基づき進めるよう通知する。

Ⅰ．経済情勢と国の動向

１．経済情勢

（内閣府月例経済報告）

内閣府公表の月例経済報告（令和８年９月）によると、我が国の景気は「雇用・所得環境が改善するなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続いている」とされている。

一方で、長引く物価高騰や為替変動、高水準の原材料・エネルギー価格などが個人消費や事業活動に影響を与えており、海外景気の下振れ等も含め、引続き景気を下押しするリスクが存在している。また、政府が目指す構造的な賃上げやデフレからの完全脱却に向けた取組が進む一方で、物価や人件費・物件費の上昇は自治体経営においても直接的な事業費増・コスト増として大きな負担となっており、国内外の経済動向やコスト動向を注視しつつ、慎重かつ厳格な財政運営に臨む必要がある。

２．国の動向

（骨太の方針）

令和８年７月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026)」では、責任ある積極財政の基で経済再生と財政健全化の両立を目指す新たな「中長期経済財政計画」が策定された。

同方針では、デフレ脱却を確実なものとし「強い経済」を実現するための戦略的投資や、ＤＸ・ＧＸ・人への投資をはじめとする分野横断的な取組への重点配分が掲げられている。併せて、従来の補正予算依存から脱却し、計画的かつ持続可能な当初予算中心の財政運営への転換とともに、客観的エビ

デンスに基づく EBPM（証拠に基づく政策立案）を予算編成から政策評価・事後検証（PDCA）に至るまで一体的に活用し、成果の上がらない事業の見直し・撤退ルールを適用することが明記された。

（国の令和９年度予算に対する概算要求）

財務省が公表した令和９年度一般会計の概算要求・要望額の総額は過去最大の 143 兆 656 億円となり、４年連続で過去最大を更新した。これは、骨太の方針 2026 に基づき新設された要求上限を設けない成長投資枠『「強く豊かな日本」投資枠』への要求額が 12 兆 1,730 億円に上ったこと等によるものである。

同投資枠においては、物価高に負けない賃上げの定着、地域経済の活性化・地方創生、自治体ＤＸや脱炭素（ＧＸ）の推進、並びに防災・減災対策など、国の重要課題へ重点的に予算が配分されている。また、総務省の概算要求においても、地方財政の一般財源総額について、物価・人件費の上昇への適正な対応や、地方創生、自治体ＤＸの推進等に対応できるよう、前年度と同水準以上の確保を要請している。

Ⅱ．本市をとりまく状況

（物価・人件費高騰の影響と財源確保）

原材料費やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇等が市行政のあらゆる面で直接的な負担増となっており、これらに伴う行政サービスの提供コストの見直しの必要性が高まっている。一方で、使用済燃料中間貯蔵施設に係る税収入等については、搬入計画の動向や情勢変化により時期や規模が変動する不確定要素を抱えており、想定どおりの税収確保が困難となる可能性も否定できない。

こうした歳入環境の変動リスクやむつ総合病院再建事業等、将来の大きな財政需要を見据え、特定の財源に過度に依存しない持続可能で強固な財政基盤の構築を進める必要がある。

Ⅲ．本市の財政状況

（令和７年度決算）

令和７年度むつ市一般会計決算は、実質収支が４億 7,576 万円の黒字となり、平成 22 年度に黒字へ転じて以降、16 年連続で黒字を確保している。

しかしながら経常収支比率は、97.3％と市の財政は極めて硬直化した状態を

示している。

（令和８年度決算）

令和７年度決算により生じた剰余金を繰り入れたことにより、現計予算時点においては、一般会計の財政調整基金残高は、17 億 5,202 万円となっている。

しかしながら、歳入面においては、普通交付税が国による算定の結果、令和８年度当初予算に比較して２億 9,763 万円の減額となっている。また、使用済燃料税においても、今後の搬入動向や歳入時期に不確定な要素を抱えているなど、慎重な対応が求められる状況にある。

さらに歳出面においても、物価高騰に伴う物件費等の増加をはじめ、人件費の上昇など歳出を押し上げる要因を抱えており、歳入・歳出の両面で厳しい財政環境が続いている。

（将来負担と財政見通し）

本市においては、供用を開始しているクリーンセンターしもきたに係る公債費負担の本格化や、むつ総合病院病棟再建事業の進捗による一部事務組合への負担、また、水道事業の老朽管対策等が見込まれており、一般会計の歳出構造が大きく制約される状況が続く見通しである。

こうした状況は、一般会計単体にとどまらず、一部事務組合や特別会計等を含めた「市全体の連結財務マネジメント」への全面的なシフトが極めて重要な課題であることを示している。

Ⅳ．予算編成の基本方針

【はじめに】

令和９年度は、本市の最上位計画である「次期むつ市総合経営計画」がスタートする初年度である。新計画は令和９年３月市議会への上程・議決に向け策定中であるが、本予算編成においても先日示された計画素案の目指す将来像や政策の方向性と完全に整合を図り、スタートダッシュを切るための予算として位置付ける。

また、次期むつ市総合経営計画は EBPM の考え方に基づき策定されている。そのため、予算編成においても「前年前例踏襲」や「根拠があやふやな要求」を排し、ロジックモデル等を活用して、成果指標（ＫＰＩ）や客観的なデータ・根拠（エビデンス）に基づく効果的な事業選択・予算配分を徹底する。

以上を踏まえて、令和９年度は以下の基本方針により予算を編成するものとする。

【６つの「政策の柱」（案）】

政策の柱１　しごと【雇用・所得、産業、観光・物産】
～最新技術と地域資源を生かし、若者が活躍する地域経済をつくる～
政策の柱２　こども【子育て・教育】
～安心して子育てができ、こどもが笑顔で健やかに成長できるまちをつくる～
政策の柱３　あんぜん【防災・減災、消防・救急、防犯、交通安全】
～自分たちでできることと、助け合いで、安全・安心な暮らしをつくる～
政策の柱４　けんこう【医療、健康、福祉、スポーツ】
～安心して医療が受けられ、自分らしく生きられるまちをつくる～
政策の柱５　つながり【交流、関係人口、地域コミュニティ、文化伝統】
～心地良いつながりで地域内外をつなぎ、新たな価値をつくる～
政策の柱６　まち【環境、脱炭素、交通、まちづくり】
～全世代が心豊かに暮らせる、魅力あふれた持続可能なまちをつくる～

新年度予算編成においては、次期むつ市総合経営計画の目標達成に向け、そこに掲げる施策項目や成果指標（ＫＰＩ）との整合を密に図りながら、効果的な予算編成を行うこととする。

【財政健全化事項】

１．実質収支で黒字を確保
２．財政調整基金等の着実な積立と適切な運用
３．むつ総合病院等に対する債務負担の着実な履行
４．健全化判断比率の改善
５．他会計等を含めた「連結財務マネジメント」の推進【新規】

「むつ市財政中期見通し 2026」でも、引続き健全化目標の達成に向け様々な取組を推進している。歳入に見合った財政規模への転換を図りつつ、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら、質の高い市民サービスの提供を追求するとともに、効率的な行財政運営と強固な財政基盤の確立を目指す。

【主要取組事項】

１．年間予算の編成

補正予算依存から当初予算中心へと転換する国の動向も踏まえ、原則として年度中に見込まれるすべての経費を盛り込んだ通年予算として精緻に編成すること。

各所属においては、事前に事業計画を充分に検討し、年度途中における安易な予算流用や補正措置等を講じることのないよう留意されたい。また、複数の部課に関係する事務事業については、相互の情報共有を徹底し、効率的かつ過不足のない予算計上に努めること。

２．EBPM に基づく「やめる事務」「やめる事業」の徹底と既存事業の積極的な廃止

これまでの事業成果について、客観的なデータ・根拠（過去の利用実績、コストパフォーマンス、ＫＰＩ達成度など）に基づき検証を行うこと。

成果が低い事業、所期の目的を達成した事業、またはエビデンスに基づき継続の妥当性が説明できない事業については撤退・縮小（スクラップ）を徹底し、次期むつ市総合経営計画の重点課題解決と未来への投資へ財源を再分配する。

３．経常的経費の取扱い（一律シーリングから質的精査への転換）

物価や人件費の高騰等により事業コストの上昇が避けられない状況にあることを鑑み、一律のマイナスシーリングは設定しない。

ただし、単なる前年踏襲による予算要求は認めず、すべての経常的経費について EBPM の観点（事業の必要性・効果・エビデンス）から精査を行うこと。既存事業のスクラップや業務効率化によって捻出した財源を、真に必要な経費増や重要施策へ充当する「質的な財政精査」を徹底すること。

４．新規事業の取扱いとロジックモデルの義務化（５の枠事業を除く）

新規事業については、次期むつ市総合経営計画の達成に直接寄与するものに限定する。ただし、国及び県の予算に応じて新規事業として計上しなければならない事業については、この限りではない。

要求にあたっては、様式７　令和９年度事業説明資料（新規事業）「ロジ

ックモデル」の添付を義務付け、目的・目指す姿（インパクト)、課題認識、対象者の変化（アウトカム)、実施結果（アウトプット)、事業・活動（アクティビティ)、投入資源（インプット）及び客観的根拠（エビデンス）を明示させることとする。

財源については新たな財源の獲得に努めるほか、既存事業のスクラップ等により捻出すること。

５．新規枠事業の設定

次期むつ市総合経営計画のスタートダッシュを図るため、以下の推進枠を設定する。

要求にあたっては、「ロジックモデル」別紙３　令和９年度事業説明資料（枠事業）の添付を義務付け、目的・目指す姿（インパクト)、課題認識、対象者の変化（アウトカム)、実施結果（アウトプット)、事業・活動（アクティビティ)、投入資源（インプット）及び客観的根拠（エビデンス）を明示させることとする。

⑴　ＡＸ枠（行政変革・市民利便・安全安心ＤＸ枠）［新規］

本枠は、単なるデジタル技術の活用（ＤＸ）にとどまらず、「市民の安心・安全を守る行政機能のアップデート・変革（Administrative Transformation/ＡＸ)」を幅広く推進する事業を対象とする。

例として、ＡＩやデジタル技術の導入による市民の利便性の向上、デジタル防災（避難所管理や情報伝達)、施設のフェーズフリー化（平常時と非常時の二重利用による効率化)、学校の再エネ・レジリエンス拠点化等行政基盤の変革を目指す枠組みとなる。

⑵　地域活力・未来創出枠（地域再生・魅力創出枠）［新規］

本枠は、人口減少・担い手不足という根本課題に立ち向かい、むつ市の未来の基盤を築く事業を対象とする。

例として、企業誘致や既存産業の強化・新規創業支援を通じた働く場の創出、若者・出身者との接点強化・ＵＩＪターン推進、観光振興や都市魅力の強化、子育て・教育環境の充実（無償化や学力向上）等、地域の活力向上と中長期的な成長に直接寄与する新規施策・プロジェクトを集中的に推進する枠組みとなる。

６．歳入

⑴　市税については、収納に関する新たな取組の検討等、徴税努力を継続すること。

⑵　各種債権については、収入額の目標を設定するなど、確実に未収金を減らすための対策を講じること。

⑶　財政課財務Ｇが提供している「財源情報データベース」にある関係補助金等の確認のほか、国・県補助金のみならず、各種助成金等の獲得も含め、積極的な財源確保に努めること。

⑷　使用料及び手数料については、対象や料金水準が適正であるかどうかを確認し、負担の公平性確保の観点と負担均衡の原則に基づき適正化を図ること。

⑸　不要な資産の売却、貸付けを積極的に行うなど、能力を最大限生かした市有財産の有効活用を推進し、自主財源の確保に努めること。

⑹　各種歳入の見積りにあたっては、過去の収入実績や最新の経済動向等の客観的なデータ・根拠（エビデンス）に基づき精度の高い試算を行い、根拠のない算定は厳に慎むこと。

７．歳出

⑴　過去の事業効果やコストパフォーマンス等の客観的なデータ・根拠（エビデンス）に基づき検証を行い、既存事務事業の廃止・縮小・再構築等を徹底的に進めること。また、所期の目的が達成されたもの、民間で対応可能なもの、費用対効果の低いもの、国・県の補助が外されたものについては、真にやむを得ない場合以外は原則廃止とすること。

⑵　新規（枠事業を含む）及び増額要求にあたっては、次期むつ市総合経営計画（素案）の施策・成果指標（ＫＰＩ）との整合を図り、「ロジックモデル」令和９年度事業説明資料等を活用して客観的なデータ・根拠を明示すること。なお、既存事務事業のスクラップを前提としない要求は原則行わないこと。

⑶　マンパワーを考慮し、事業の内容を精査して効率的かつ効果的な行政運営を図ること。

⑷　限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、客観的な指標に基づき事業の優先順位付けを必ず行い、効率的に事業採択を行うこと。

⑸　県内他市等と比較し、水準以上の事務事業を行っている場合は、その必要性を十分検討し引き下げ可能なものについては同水準とすること。

⑹　既存公共施設等の休止、統廃合に向けた取組を積極的に進めること。

⑺　施設等の建設に当たっては、基本計画の段階から、運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等について十分な検討を行うこと。

８．特別会計

一般会計に準じて予算編成するものとし、将来の負担を考慮しつつ、厳しく節減に努めること。

また、安易に一般会計繰入金に依存することなく、国・県補助金の獲得をはじめとする財源確保を図り、より効率的な運用に努めること。